令和7年3月25日

女性活躍推進法に基づく行動計画

丸運建設株式会社

女性職員が仕事と生活の調和を図りつつ、その能力を発揮できるような働きやすい職場環境を整備するため次のように行動計画を策定する。

１.計画期間　　令和７年４月１日　～　令和１０年３月３１日迄の　３年間

２.内　　容

目　標１
女性社員のキャリアアップに資する雇用管理区分の転換を図る。

◆対　策

●令和７年４月～

①性別を問わず、キャリアアップが行える制度の検討・導入を行う。

②上記①の制度運用に基づき女性社員の雇用管理区分の転換を行う。

③キャリアアップに必要となる能力開発を行うため、社内外の研修に参加しスキルアップを図る。

目　標２
子の看護等休暇制度（有給休暇）の周知し、同制度の活用を推進することにより働きやすい環境づくりを促進する。

◆対　策

●令和７年４月～

①制度の周知を徹底し、役職員の本休暇制度の理解度を高め活用を促進する。

②取得の状況を把握し、活用者からの意見の聴き取りを行ったうえで、運用の改善を図り、取得しやすい環境の整備を図る。

目　標３
女性職員の平均継続勤務年数が産業毎の10.4年以上をとなるよう環境を整備する

◆対　策

●令和７年４月～

①上記の目標１及び目標２を推進するとともに、就労環境について女性職員からのヒアリングを行い、意見を踏まえながら就労環境の向上を図る。

②女性職員が必要に応じて相談出来る環境を整備し、サポート体制を構築する。

③育児・介護制度について周知を行い、利用率の向上を図る。